

## 奈良県告示第五百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 施行者の名称

奈良市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道

### 三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和二十六年五月十九日から平成三十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

変更後の事業地

#### (一) 収用の部分

昭和三十三年建設省告示第二百三十二号、昭和三十七年建設省告示第二千五百五十六号、昭和三十九年建設省告示第二百三十三号、昭和四十二年建設省告示第四千六百四十一号、昭和四十七年三月奈良県告示第六百十号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十一号、昭和五十四年十二月奈良県告示第五百七十七号、昭和五十八年四月奈良県告示第四十五号、昭和六十二年六月奈良県告示第六十六号、平成三年三月奈良県告示第六百五十三号、平成七年五月奈良県告示第九十号、平成十年五月奈良県告示第五十四号、平成十二年五月奈良県告示第六十一号、平成十五年十一月奈良県告示第三百七十八号、平成十八年三月奈良県告示第六百七十八号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百十五号の事業地のうち奈良市秋篠町、尼辻北町、尼辻西町、あやめ池南九丁目、石木町、今在家町、大湊町、大宮町五丁目、大宮町六丁目、大森町、大森西町、押熊町、肘塚町、学園南二丁目、柏木町、春日野町、杏町、北新町、恋の窪一丁目、恋の窪二丁目、恋の窪三丁目、五条町、五条二丁目、西九条町四丁目、西大寺北町一丁目、西大寺北町三丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺栄町、西大寺新町一丁目、西大寺東町二丁目、西大寺本町、三条大路五丁目、三条大宮町、三条本町、四条大路一丁目、七条東町、芝辻町、芝辻町一丁目、芝辻町二丁目、芝

辻町三丁目、芝辻町四丁目、雑司町、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、高樋町、田中町、多門町、千代ヶ丘三丁目、鶴舞西町、富雄元町一丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、登美ヶ丘二丁目、中町、中山町、中山町西二丁目、中山町西三丁目、西包永町、西木辻町、西ノ京町、二条大路南一丁目、二条町一丁目、二名平野二丁目、二名四丁目、八条一丁目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、法蓮町、法華寺町、山陵町、三碓六丁目、三碓七丁目、南肘塚町、南京終町、南京終町七丁目、南永井町、横井二丁目、横井五丁目、横井六丁目、六条一丁目及び六条町を削り、奈良市宝来一丁目地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

昭和三十三年建設省告示第二百三十二号、昭和三十七年建設省告示第二千百五十六号、昭和三十九年建設省告示第二百三号、昭和三十二年建設省告示第四千六百四十一号、昭和四十七年三月奈良県告示第六百十号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十一号、昭和五十四年十二月奈良県告示第五百七十七号、昭和五十八年四月奈良県告示第四十五号、昭和六十二年六月奈良県告示第百六十六号、平成三年三月奈良県告示第六百五十三号、平成七年五月奈良県告示第九十号、平成十年五月奈良県告示第五十四号、平成十二年五月奈良県告示第六十一号、平成十五年十一月奈良県告示第三百七十八号、平成十八年三月奈良県告示第六百七十八号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百十五号の事業地のうち奈良市赤膚町、秋篠町、池田町、石木町、歌姫町、大和田町、北之庄町、窪之庄町、五条町、神殿町、佐紀町、柴屋町、田中町、東九条町、白毫寺町、藤原町、古市町、山陵町、山町及び六条町地内において事業地を変更する。